

定期報告が一部変わります！

対象外だった設備の検査が

必要となる場合があります。

対象の有無を再度

確認してください！



令和7年度より、大分市建築基準法施行細則の一部改正に伴い、
建築物・建築設備・防火設備の調査項目が**変更**されます

※施行期日：令和7年7月1日

改正概要と注意事項

今までの定期報告では、特定建築物検査で実施していた検査項目と、建築設備検査、防火設備検査及び昇降機等検査の検査項目で**重複する部分**がありました。そこで、一定規模以上の建築物・建築設備に課せられる定期調査・検査に関する告示が改正されたことに伴い、令和7年7月1日以降の特定建築物検査から重複部分が削除され、建築設備検査、防火設備検査及び昇降機等検査項目に追加されます。

特定建築物定期調査(3年毎)

- 【建物本体】
 - ・基礎
 - ・躯体
 - ・床
 - ・壁
 - ・天井
 - ・サッシ
 - ・廊下
 - ・外壁
 - ・屋根 等

【昇降機】 ・非常用エレベーター

【防火設備】 ・防火扉(常時閉鎖)

【建築設備】 ・換気設備(機械式) ・非常用照明(電源内蔵)

建築設備定期検査(1年毎)

【昇降機】

- ・エレベーター(非常用エレベーター含む)
- ・エスカレーター
- ・小荷物専用昇降機

Check

有無を確認

【防火設備】

- ・防火シャッター
- ・防火スクリーン
- ・防火扉(随時閉鎖)

【建築設備】

- ・換気設備(中央管理方式)
- ・排煙設備(機械排煙設備)
- ・非常用照明(電源内蔵型を除く)

- ・換気設備(機械式)
- ・非常用照明(電源内蔵)

各定期報告へ移動

※改正に伴い、**各様式が変更**していますのでご注意下さい。

様式等の詳細は大分市HPに掲載していますのでご確認下さい。

〈問合せ先〉 大分市役所本庁舎 7階 都市計画部開発建築指導課 TEL : 097-585-5034